

日本工学教育協会倫理綱領改訂に向けて—皆様からのご意見をぜひ—

平成24年1月

日工教副会長 倫理綱領担当理事 内海 房子
技術者倫理調査研究委員会 委員長 札野 順

日本工学教育協会では、生きた倫理綱領を会員の皆様と共有できますよう、倫理綱領へのご意見をつねに募集しています。倫理綱領の改善・見直しに関するご提案、倫理綱領の会員への周知伝達に関する有効な方策、その他、倫理綱領に関するどのようなご意見でも結構です。jsee@jsee.or.jp宛てにご連絡くださいますようお願い致します。

本協会の倫理綱領は、現時点で本協会が最重要とする価値観を日本、そして世界の公衆(public)に向けて、公言・お約束(profess)するものです。それが頻繁に変わるようでは、むしろおかしいのではないかと。そうお考えになられる方も、少なくないでしょう。

たしかに、最も重要な価値観がもし、根本的に覆るとしたら、さすがに大変です。

しかし、わたしどもの価値観を上手に表現するのは、実のところ簡単なことではありません。言葉は、意外な誤解を生むことがあります。真意が伝わりにくいこともあります。社会や技術の変化に応じ、また新たな事故や不祥事などからの教訓を生かすために、綱領の文言を追加したり修正したりする必要も考えられます。

技術者倫理調査委員会では今後も議論を尽くしてもらいますが、そこには、限られた人数ゆえの限界がつけねにございます。

したがって、皆様全員で議論して、知恵を出し合うことがなにより重要と存じます。皆様から少しでも多くのご意見を賜り、まだ倫理綱領が未整備な様子の、米国工学教育協会(ASEE)や欧州工学教育協会(SEFI)から見てもお手本となるような、よりよいものを全員で作りに上げていきたいと願っております。

どうぞ、皆様のご協力をお願い致します。

意見募集締切：平成24年2月10日（金）

宛 先：日本工学教育協会事務局 jsee@jsee.or.jp

倫理綱領の策定に際して

平成 22 年 5 月 31 日
技術者倫理調査研究委員会

(社)日本工学教育協会は、その使命を達成するために、この度、倫理綱領を策定することになりました。この倫理綱領には、本協会の存在意義と重視する価値が明記されています。団体会員を含む会員の皆様におかれましては、本倫理綱領に示された価値観と規範をご理解の上、本協会の諸活動にご参画いただきたくお願いいたします。

本倫理綱領は、現時点で本協会が最重要とする価値観を示したものです。科学技術の発展に伴う社会の変化や本協会の組織・構成の改編に合わせて、継続的な検討と見直しが必要です。また、本倫理綱領がすべての会員の理解と支持を得て、会員の真摯な行動を通じて、本協会が社会の信頼と期待を負託された学術団体として発展するためには、組織全体で取り組んでいかねばなりません。具体的には、以下の各事項を積極的に推進することを、倫理綱領の策定に際して、検討いたします。

- ・ 倫理綱領の継続的な見直し作業
- ・ 倫理に関する教育・啓蒙活動
- ・ 会員への周知伝達
- ・ 支援および報告制度の確立

なお、本協会の専門学術団体としてのさらなる発展のためには、工学教育にかかわる研究を積極的に推進する必要があることから、あえて研究倫理に関する条文を含めております。全体のバランスに配慮して、研究倫理に関する詳細は明記しておりませんが、会員の皆様におかれましては、「日本学術会議声明「科学者の行動規範」(平成 18 年 10 月)をご参照いただければ幸いです。(ここでいう「科学者」とは、「所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者」であると日本学術会議は定義をしていますので、工学教育の研究に携わる本協会会員に当てはまります。)

公益社団法人日本工学教育協会倫理綱領

平成 22 年 5 月 31 日

科学技術の進展は人類および地球環境の未来にきわめて重要な役割をはたす。日本においても、科学技術の振興は国を挙げての基本方針である。日本工学教育協会は、「科学技術創造立国日本」を実現するために、産学官の密接な協力のもと、人類の未来を担う工学・技術の実践者、研究者、および教育者を育成する。すなわち、本協会は、工学教育のあり方を多面的に検討し、その改善向上を図り、また、時代を俯瞰し未来を見すえた工学教育施策を提案し、これを実行することにより、人類の幸福と我が国の発展に貢献することを使命とする。

よって、本協会は、会員が、工学教育の専門家としての自覚と品位の保持に常に努め、工学教育の責任ある実践、研究、開発、運営などを通じて社会の発展に寄与することを目的として本綱領を定める。

本協会を構成する個人会員は、この倫理綱領に示された価値観と規範を理解・共有した上で、自律的に行動する。また、団体会員は、この倫理綱領の趣旨を尊重し、各組織内で構成員の誠実な行動を促すための体制整備に努力する。

（社会に対する責務）

1. 会員は、自らの専門知識、技術、経験を活かして、工学・技術の実践者、研究者および教育者の育成と工学教育の実践、研究、開発、運営に貢献することにより、人類の安全・健康・福利と人びとの安心の維持・向上に努める。

（教育の重要性の認識と伝達）

2. 会員は、これからの社会を切り拓いていく次世代の工学・技術の実践者、研究者および教育者を育成することの重要性を認識し、自ら真摯に熱意を持って教育・研究に当たるとともに、その重要性を他者に伝達する。

（自己研鑽）

3. 会員は、工学教育ならびに自らの専門分野において、常に、自らの知識・能力・技能・技術力の維持・向上に努める。

（他者の権利と価値観の尊重と協働）

4. 会員は、工学教育の発展を目的とする活動においては、他者の権利と価値観を尊重し、本協会の使命を理解・共有して協働する。

（研究倫理の尊重）

5. 会員は、工学教育に関わる研究を行う場合、新しい知識を生み出す専門職業者として研究上の倫理を尊重し、とくに、人を対象とする研究を行う場合は、協力者などの人格や人権などに充分配慮する。また、データの捏造・改ざん・剽窃などの不正行為を行わず、これらに荷担しない。

（情報・成果の開示）

6. 会員は、自ら入手した情報ならびに生み出した成果を、公益に照らして積極的に開示し、工学教育の発展に寄与する。

（差別の排除と公平性の確保）

7. 会員は、国際社会における文化の多様性に配慮し、人種、宗教、性別、年齢、社会的身分などによる差別を排除し、公平性を確保する。

（公正な評価と判断）

8. 会員は、事実を重んじ、工学教育に関連する評価・判断に際し、公正を旨とする。

（工学・技術関係者の地位向上）

9. 会員は、工学教育関連活動に携わることに対して誇りを持ち、工学・技術の実践者、研究者ならびに教育者、また、その育成に関係する人びとの社会的評価と地位の向上に努める。

（所属する他機関などの倫理規範との関係）

10. 会員は、自らが所属する他の機関や学協会の倫理規範などを尊重するとともに、本綱領との矛盾が生じた場合は、その解消に努める。

（利益相反への対応）

11. 会員は、工学教育関連活動において、個人と組織、あるいは組織間の利害の衝突ならびに責務の相反に十分に注意を払い、必要な場合はこれを回避あるいは開示するなど適切に対応する。

（法令遵守）

12. 会員は、各種の法令や規則を遵守し、自らの職務と行動に対して責任を持つ。

（本協会への貢献）

13. 会員は、本会の倫理綱領の精神に則って積極的に行動し、本協会の発展と社会的地位の向上に貢献する。